

(例規 98)

陸幕輸第 28 号
昭和 43 年 5 月 7 日

改正	昭和 53 年 1 月 13 日陸幕監理第 1 号	昭和 54 年 9 月 20 日陸幕総第 315 号
	昭和 62 年 3 月 31 日陸幕輸第 28 号	平成 10 年 3 月 20 日陸幕輸第 16 号
	平成 13 年 3 月 27 日陸幕法第 38 号	平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
	平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号	平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号
	令和 6 年 3 月 21 日陸幕装計第 216 号	

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監
中 央 業 務 支 援 隊 長
中 央 会 計 隊 長
会 計 監 査 隊 長
中 央 輸 送 隊 長
幹 部 候 補 生 学 校 長
富 士 学 校 長
高 射 学 校 長 殿
航 空 学 校 長
施 設 学 校 長
システム通信・サイバー学校長
武 器 学 校 長
衛 生 学 校 長
教 育 訓 練 研 究 本 部 長
補 給 統 制 本 部 長
自 衛 隊 中 央 病 院 長

陸 上 幕 僚 長
(公印省略)

「自衛隊特大貨物積付標準」の使用等について (通達)
(輸定第 202 号)

標記について、下記により実施されたい。

記

1 新積付標準の配布

陸幕総第 872 号 (43. 4. 19) による。

2 旧積付標準の取扱い

「自衛隊かつ大貨物積付標準」（陸幕総第 348 号 40. 5. 13）は昭和 43 年 5 月 31 日限り廃止する。

3 新積付標準使用上の注意

「自衛隊特大貨物積付標準」は運送申込手続及び輸送の能否決定の簡略、迅速化を図るため全国共通の積付要領を定めたものであるから、特定区間等の輸送において、積載限界を縮小するため別途の積付を必要とする場合あるいは積付標準外の簡便、経済的な積付けが可能な場合等においては、日本貨物鉄道株式会社と十分調整の上、標準外貨物として輸送すること

4 標準外積付要領の報告

前項により積付標準以外の積付けを実施した場合は、その都度次の事項を陸上幕僚長に報告する。

(1) 報告事項

ア 特大貨物積載図（第 1 号及び第 2 号様式）

イ 輸送区間

ウ その他（その積付要領を認定した条件、今後の参考となる事項）

(2) 報告部数

1 部